



8月
1 (木)
から

内科・小児科の土曜日の午後、日曜日、祝日の初期救急医療は、「当番病院」の診療から「釧路市休日夜間急病センター」の診療へ変更となります



8月1日(木)から内科・小児科に係る初期救急医療の集約化に伴い

「釧路市夜間急病センター」の名称が、「**釧路市休日夜間急病センター**」へ変更となります

問合せ 市役所健康推進課 (☎31-4524)

現在、医療機関の診療時間外となる夜間や休日における内科・小児科の初期救急医療は、夜間は「釧路市夜間急病センター」が行い、土曜日の午後や、日曜日、祝日の日中は、釧路市医師会開業医の当番制により行っていますが、開業医の減少や高齢化等に伴い、この当番制の継続運用が困難な状況となっています。

このような現状を踏まえ、医療提供体制の維持を図るため、内科・小児科の初期救急医療の機能を集約し、現在の開業医による当番制に代えて、8月1日(木)から、夜間の他、土・日曜日、祝日の日中においても「釧路市休日夜間急病センター」で診療を行います。



※外科の初期救急医療体制は、現在の在宅当番制が継続されますが、8月1日(木)から休日夜間急病センター同様、診療終了時間が午後5時までとなります。

【現在】

土曜日

診療場所：当番病院（1医院）
診療時間：正午～午後5時



【8月から】

土曜日

診療場所：休日夜間急病センター（医師1人）
診療時間：午後2時～5時

日曜日、祝日

診療場所：当番病院（2医院）
診療時間：午前9時～午後5時



日曜日、祝日

診療場所：休日夜間急病センター（医師2人）
診療時間：午前9時～午後5時

夜間（毎日）

診療場所：休日夜間急病センター（住吉2-12-37 ☎44-6776）
診療時間：午後7時～翌午前7時

「釧路市休日夜間急病センター」の適正な利用について

救急医療機関の役割を正しく理解し、緊急に治療を必要とする人が早く適切な医療を受けられる環境を皆で作しましょう



「釧路市休日夜間急病センター」は、夜間や医療機関の休診日（土曜日の午後、日曜日、祝日）に、体調が悪くなった場合に、応急的な処置を行うための医療機関です。平日の日中に何らかの理由により受診ができない場合の時間外診療とは異なります。

【初期救急医療（応急的な処置）の利用】

- ①初期救急医療は、突然発症した病気の治療や、日中の治療後、夜間に容態が急変した場合などの救急患者を診るための体制です。
- ②原則、インフルエンザや新型コロナウイルスの検査は行いません。出されるお薬は基本的に、平日の通常診療が始まるまでの日数分です。
- ③初期救急医療は、専門医による診察ではありませんので、担当した医師が重症と判断した場合には、二次救急・三次救急の医療機関へおつなぎします。

～釧路市救急医療フォーラム～

「休祭日当番制からセンター化を考える市民の集い」を開催します

内科・小児科に係る初期救急医療の集約化に向け、医療機関や行政、市民が参加し、救急医療の現状と課題、今後の取り組みを考えるためのフォーラムを開催します。ぜひ会場へお越しください。

日時 7月23日（火）午後6時30分～8時30分（開場午後5時30分）

会場 コーチャンフォー釧路文化ホール（釧路市民文化会館）小ホール

参加費無料

事前申込不要

問合せ
釧路市医師会
(☎41-3626)